

報道関係者 各位

令和6年12月25日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野 嘉朗 (内線 3005)
室長補佐 杉渕 英俊 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	9,972 件 (8,650 件)	5,618 件 (4,104 件)	1,512 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,283 件 (2,123 件)	1,194 件 (956 件)	447 件 (430 件)
被虐待者数	2,285 人 (2,130 人)	2,356 人 (1,352 人)	761 人 (656 人)

(注1) 上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの、カッコ内については、前回調査(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。）

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2-1 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞経年グラフ
- 2-2 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞経年グラフ
- 3-1 令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 3-2 令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 4 令和5年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、9,972件（対前年度1,322件（15.3%）増）。
虐待判断件数は、2,283件（対前年度160件（7.5%）増）。
被虐待者数は、2,285人（対前年度155人（7.3%）増）。
- 相談・通報者の内訳は、警察の5,243件（52.6%）が最も多く、次いで本人による届出1,138件（11.4%）、施設・事業所の職員1,095件（11.0%）、相談支援専門員1,048件（10.5%）の順に多い。相談・通報件数に占める警察の割合は年々増加しており、前年度の50.9%から1.7ポイント増加した。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の1,542件（67.5%）が最も多く、次いで心理的虐待730件（32.0%）、経済的虐待376件（16.5%）、放棄、放置255件（11.2%）、性的虐待52件（2.3%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が1,753件（59.3%）、中度が876件（29.6%）、重度が326件（11.0%）であった。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害の1,044人（45.7%）が最も多く、次いで精神障害の1,015人（44.4%）、身体障害の384人（16.8%）の順に多い。
- 虐待者の続柄は、母の609人（24.8%）が最も多く、次いで父581人（23.7%）、夫395人（16.1%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（43.0%）が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」（41.3%）、「虐待者の知識や情報の不足」（23.7%）、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」（23.3%）の順に多い。
- 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数は、773人（33.8%）。
- 虐待による死亡事例は、1人。

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、5,618件（対前年度1,514件（36.9%）増）。
虐待判断件数は、1,194件（対前年度238件（24.9%）増）。
被虐待者数は、2,356件（対前年度1,004人（74.3%）増）。
- 相談・通報者の内訳は、当該施設・事業所職員の1,175件（20.9%）が最も多く、次いで当該施設・事業所設置者・管理者809件（14.4%）、本人による届出804件（14.3%）の順に多い。当該施設・事業所の職員・管理者が自ら通報する事案は全体の35.3%を占める。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の620件（51.9%）が最も多く、次いで心理的虐待573件（48.0%）、性的虐待131件（11.0%）、経済的虐待97件（8.1%）、放棄・放置82件（6.9%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が1,040件（69.2%）、中度が346件（23.0%）、重度が117件（7.8%）となっている。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害の1,751人（74.3%）が最も多く、次いで精神障害の446人（18.9%）、身体障害の444人（18.8%）の順に多い。
- 虐待者の職種は、生活支援員の562件（41.8%）が最も多く、次いで管理者146件（10.9%）、世話人136件（10.1%）、サービス管理責任者91件（6.8%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」（65.4%）が最も多く、「職員のストレスや感情コントロールの問題」（55.6%）、「倫理観や理念の欠如」（54.6%）の順に多い。
- 施設・事業所の種別は、共同生活援助の338件（28.3%）が最も多く、次いで障害者支援施設244件（20.4%）、生活介護152件（12.7%）、放課後等デイサービス146件（12.2%）の順に多い。
- 障害者総合支援法等の規定による権限の行使等では、改善命令以上の行政処分が52件と対前年度30件増加した。
- 虐待による死亡事例は、1人。

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、①③④に掲げる行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

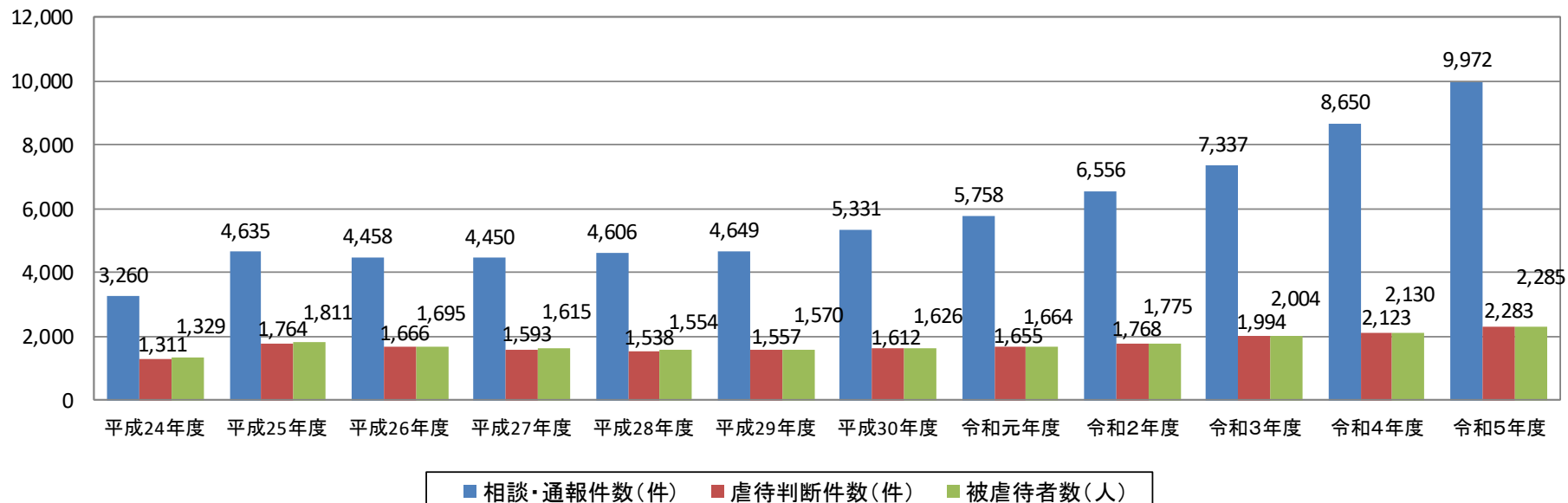
- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

養護者による障害者虐待



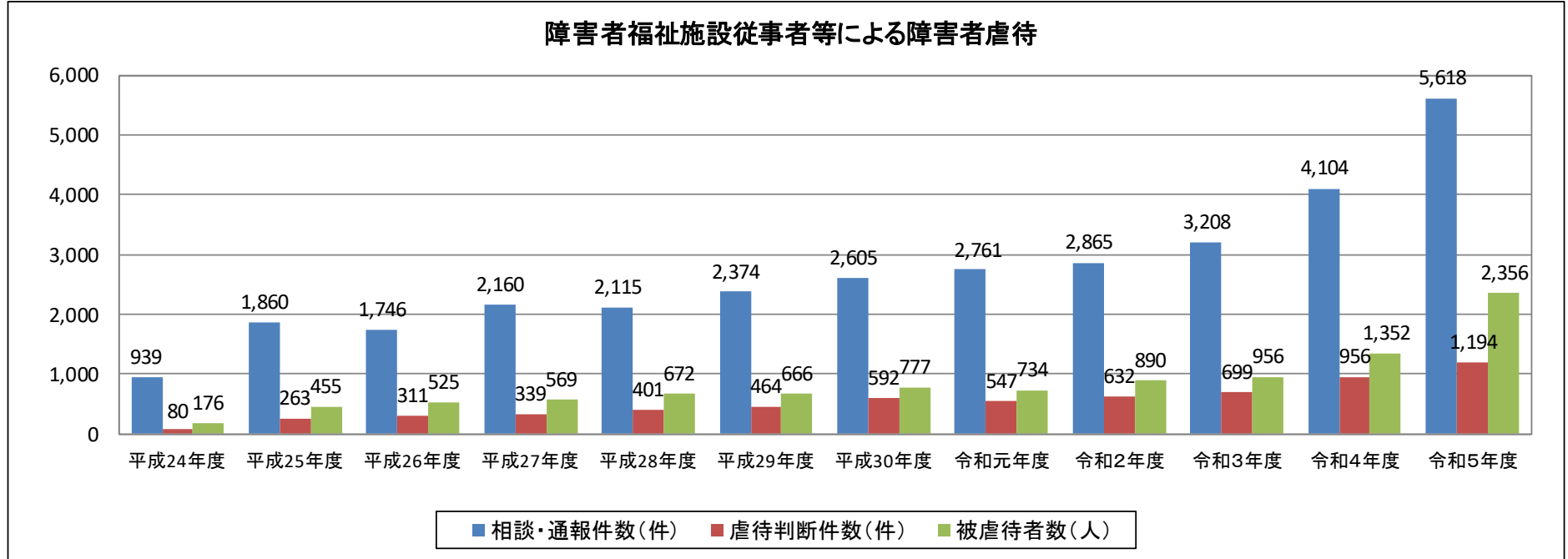
* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

相談通報

9,972件

〔主な通報届出者内訳〕

- 警察 (52.6%)
- 本人による届出 (11.4%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員 (11.0%)
- 相談支援専門員 (10.5%)
- 当該市区町村行政職員 (4.1%)
- その他 (3.1%)

都道府県

89件

市区町村に連絡した事例 65件

明らかに虐待でない
と判断した事例 24件

9,883件

市区町村

* 令和4年度に通報・届出があった事案171件を含む

事実確認調査の状況 (10,143件)

事実確認調査を行った事例 8,351件

うち、法第11条に基づく
立入調査 199件

事実確認調査を行って
いない事例 1,792件

・明らかに虐待ではなく
調査不要 1,365件
* 都道府県判断の24件を含む
・調査を予定、又は検
討中 191件

虐待の事実
が認められ
た事例

2,283件

被虐待者数
2,285人

虐待者数
2,451人

(死亡事例:
1人)

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数
2,217人

- ① 養護者への助言・指導 45.9%
- ② 定期的な見守りの実施 41.6%
- ③ サービス等利用計画見直し 14.6%
- ④ 新たに障害福祉サービス利用 14.2%
- ⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用 5.4%

うち、虐待者と分離した人数 773人

- ① 障害福祉サービスの利用 45.0%
 - ② 法に基づくやむを得ない措置 6.3%
 - ③ ①、②以外の一時保護 11.9%
 - ④ 医療機関への一時入院 12.8%
 - ⑤ その他 23.9%
- ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 26.8%

対応検討・調整中 68人

成年後見制度の審判請求 124人

うち、市町村長申立 65人

虐待者(2,451人)

- 性別
男性 (62.2%)、女性 (37.7%)
- 年齢
60歳以上 (39.8%)、50～59歳 (27.7%)
40～49歳 (15.6%)
- 続柄
母 (24.8%)、父 (23.7%)、夫 (16.1%)
兄弟 (11.2%)、その他 (9.8%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性 (36.1%)、女性 (63.9%) ※性別不明:1名
 - 年齢
50～59歳 (24.2%)、20～29歳 (22.5%)
40～49歳 (19.3%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 16.8% | 45.7% | 44.4% | 3.5% | 2.1% |
- 障害支援区分のある者 (50.0%)
 - 行動障害がある者 (27.0%)
 - 虐待者と同居 (84.5%)
 - 世帯構成
両親 (13.5%)、その他 (13.2%)、配偶者 (12.6%)、
両親・兄弟姉妹 (11.9%)、単身 (9.1%)、母 (9.3%)

相談通報

5,618件

主な通報届出者内訳

- 当該施設・事業所職員 (20.9%)
- 設置者・管理者 (14.4%)
- 本人による届出 (14.3%)
- 家族・親族 (10.4%)
- 相談支援専門員 (8.4%)

5,259件

市区町村

530(市区町村に連絡した件数)

* 令和4年度に通報・届出があった事案221件を含む

事実確認調査の状況 (6,010件)

事実確認調査を行った事例 4,880件

うち、虐待の事実が認められた事例 1,449件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 4件

事実確認調査中の事例 414件

事実確認調査を行っていない事例 716件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 518件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 83件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 8件

359件

都道府県

* 令和4年度に通報・届出があった事案2件

* 監査・実地指導等により判明した事案43件を含む

1,171件※4

事実確認調査を行った事例 (56件)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 4件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 19件

- ・明らかに虐待ではなく調査不要 27件
- ・調査中、調査を予定又は検討中 4件

虐待の事実が認められた事例

1,194件

被虐待者 2,356人※1

虐待者 1,345人※2

(死亡事例: 1人)

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- ・施設等に対する指導 809件
- ・改善計画提出依頼 755件
- ・従事者への注意・指導 352件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 358件
- ・改善勧告 79件
- ・改善命令 7件
- ・指定の全部・一部停止 32件
- ・指定取消※3 13件
- ・都道府県・政令市・中核市等による指導 402件

虐待者(1,345人) ※2

- 性別
男性(68.3%)、女性(31.7%)
- 年齢
60歳以上(18.8%)、50~59歳(17.4%)、30~39歳(16.1%)
- 職種
生活支援員(41.8%)、管理者(10.9%)、世話人(10.1%)、サービス管理責任者(6.8%)、その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者(2,356人) ※1

- 性別
男性(66.6%)、女性(33.4%)
- 年齢
20~29歳(20.4%)、50~59歳(17.9%)、30~39歳(16.8%)、40~49歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

(施設・事業所従事者向け手引き)

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加 (P15)。
また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加 (P36)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一 (P14、P15)
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正 (P29)
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加 (P43)。